

明 る い 東 海

〔発 行〕2012年7月17日 No.67
日本共産党東海村委員会・議員団



大名 美恵子
4 期

村松2401-2
TEL/FAX (284) 0761

議会運営委員会
総務委員会
原子力問題調査特別委員会



川崎 篤子
2 期

白方284-1
TEL/FAX (282) 0229

議会報編集委員会
文教厚生委員会
原子力問題調査特別委員会

「増税談合」で、民意にそむく暴挙

「国民生活を打ち砕く暴挙だ」「悪法に悪法を重ねる密室談合は許さない」―多くの怒りの声があがるなか、民主、自民、公明3党は、消費税率を10%に引き上げ、社会保障の大改善を推し付ける「一体改革」関連法案の衆院本会議採決を強行し、賛成多数で可決しました。消費税増税は、民主党の公約違反であり、消費を冷え込ませ日本経済に重大な影響をもたらす「最悪の欠陥税制」です。

3党が合意すれば何でもできるなら、国会の自殺行為であり、断じて認められません。

消費税増税は

廃案に

民自公の談合でしめされた消費税増税法案は、政府案にもりこまれていた富裕層の所得税、相続税のわずかばかりの増税を削除しました。

既に決まっている法人実行税率の5%減税に加えて、2015年度以降にさらに大企業向けの法人税減税を検討する条項も入っています。文字通りむき出しの庶民集中型増税、貧富の格差拡大法案となっています。

3党合意で突然出てきた「社会保障制度改革推進法案」は、これまでまったく国会で議論されてこなかった「新法案」です。自民党が要求し、密室談合で関連法案にくみこまれました。自民党の谷垣禎一総裁は、自民党の主張の「基本的な骨格はすべて取り入れている」とのべています。

「基本的な骨格」とは、何より社会保障の基本に「自立・自助」の原則をもちこむことです。

「自立・自助」を前提にした弱肉強食の資本主義社会で多くの国民が失業や不安定雇用を余儀なくされ、健康を犠牲にされています。「自立・自助」では救わ

れない国民の暮らしを守り、良くするために発展させられてきた制度が社会保障です。「自立・自助」を強調することは、「構造改革」でずたずたにされた社会保障を再生させてほしいという国民の切実な願いをふみにじり、抑制（がまん）路線に逆戻りさせる重大な改悪です。「一体改悪」は「明日の安心」を掘り崩すものです。「一体改悪」に関連する法案は、徹底審議で廃案にするしかありません。

「改革推進法案」は、国に社会保障を充実させる義務を課した憲法25条を骨抜きにする法案にほかなりません。

消費税増税法案には、どの世論調査でも5割以上の人が反対しています。民自公3党は世論の中では少数派であり、公約違反と密室談合で国民の中で孤立を深めています。多くの「造反」が出たのもその反映です。

議会制民主主義をふみつけにして暮らしを破壊し、経済と財政を共倒れにする「増税談合」勢力をもっと大きな世論でつづみ、さらに孤立させていきたいと思います。



東海第二原発の再稼働 NO!



原発東海第二発電所

3月議会に、「東海第2原発の再稼働中止・廃炉を求める意見書提出」請願3件、陳情1件、「東海第2原発と原子力施設の安全性向上を求める意見書提出」請願1件が、提出されました。請願の対応等を目的に、議長を除く全19名で原子力問題調査特別委員会が立ち上げられ、4月9日の委員会から請願の審査が始まりました。

日本原子力発電は4月25日、定期検査中の東海第2原発の燃料装填（そうてん）と定期検査の終了時期をそれぞれ「未定」とする方針を明らかにしました。

東電福島第一原発事故後の1年余、「私たちの未来に原発は

要らない」「子どもを守りたい」とこれまでデモや集会に参加したことのない広範な人々と諸団体、政党との「原発ゼロ一点での共同」が強まっています。4月1日、笠松運動公園には「さよなら原発4・1大集会」に3、400人が集い、県知事あてには、諸団体共同で17万筆余の「東海第2原発の廃炉を求める住民署名」が提出されました。

地方議会では、県内17市町で東海第2原発の再稼働中止、または廃炉を求める請願を採択し、3市で請願を「趣旨採択」しています。

本村議会では、会派新政会と新和とうかいが、請願への意見は述べず、「国の方向性が定まらない中、地方が結論付けた見解を示すべきでない」と、住民に背をむけた発言をくり返してきましたが、7月10日、5回目の委員会では突如、「大飯原発が再稼働したので、請願をただちに採決すべきだ」と主張し始めました。委員会には、請願者から「傍聴者との意見交換の機会をつくってほしい」との要望が提出されました。議論の末、有志が意見を聞くことにとどまっ

てしまいました。委員会終了後意見を聞く、さらに傍聴者だけでなく幅広い住民の声を聞く機会もつくりたいと確認されたばかりでした。

採決は9月議会を目途に、住民の意見聴取を行っていきます。

傍聴者の意見は、経済と安全を天秤にかけるのは間違い、野田首相が「責任をもつ」と言い大飯原発を再稼働させたのは「新たな安全神話のはじまり」など、東海第2は再稼働すべきでないとの意見が続出しました。

東海村自治基本条例

「補完性の原則」をうたい

―賛成多数で可決

住民の幸福権は憲法が認めた権利を奪い、公的責任が後退する危険日本共産党は「補完性の原則」に反対

【補完性の原則の問題点】

1点：憲法25条の生存権をはじめ社会権は、他の基本的人権と同様、国が保障するもので、地方自治はそれを前提に、いっそう充実させるため横だしや上乘せなど、住民生活の最適保障の実現に力を発揮するもの。自治基本条例が補完性の原則をうたうのは、住民の権利を奪うことにつながる。

2点：民主党や自民党は、国は防衛・外交。地方は身近な福祉という「国と地方の役割分担」にすり替え、ナショナルミニマム（最低保障）まで自治体に分権化しようとしている。ヨーロッパで使われている補完性の原理は、生存権保障のために国と自治体が公的責任を共有すること、相互補完の関係にたつという意味で使われている。自治基本条例でうたうのは、民・自の分権化に従うもので、国のナショナルミニマム保障の社会制度を解体ないし縮小することになる。

3点：自立・自助・共助・公助の考え方に基つき、村民と村が、役割分担のもとに協働とは―、自助は際限なく我慢が強いられ、共助は労力の無償提供または超低賃金での提供と、労力提供者の後継者不足、高齢化等心配され、公助は地方公共団体の役割をもも論を失い、自助・共助などの監督に回りがねない。

③月議会代表質問から

橋下徹大阪市長の
「職員アンケート」
調査に対する評価は

橋下市長は今年2月9日付で、総務局長名で各所属長に対し、「労使関係に関する職員のアンケート調査」を行うよう指示し、翌10日から16日までの7日間で全職員が氏名を明らかにして回答するよう職務命令を出しました。

調査の目的は、市職員の違法ないし不適切と思われる政治活動、組合活動などについて明らかにするためとのことです。
大名美恵子議員は、アンケート調査の評価をただしました。

村長 役場担当職員の見解は、「この部分の実態調査としてはいるが、内容的には恣意的な部分が多い。例えば市長の職務命令で義務づけている、正確に回答しないと処分の対象になりうると明記されていること。その上で職員の氏名、職員番号を記入させ、「労働組合に加入しているか」など22項目について具体的な記入させるなど個人の思想信条に踏み込んでいます。

また、市職員に政治家への応援を働きかけた人の実名を記入させるなど、大阪市長の思想、政治理念に反した場合は懲戒処分もしくは何らかの不利益な取り扱いを暗にほめかす内容で極めて危険な手法と感じざるを得ません」と述べています。

私自身も、「懲戒処分もありうる」などは恫喝しているようなもので、一つ一つの設問も、

極めて具体的に個人情報保護条例や憲法にも違反していると思います。この手法は、かつてドイツで第一次世界大戦後の困難な時期に、国内にあった反感をユダヤ人をターゲットにしたナチス、ヒットラーのやり方と全く同じだと見ています。

すばらしい日本国憲法を本意の意味で理解して、これからの日本をつくり上げていくことが大事。日本国民みんなが大阪市の動向をただおもしろおかしく見ているのではなく、きちんと批判していることが必要と
思っております。
(全国の批判をあげ、アンケートは中止になりました)



滑動崩落・液状化による
宅地被害への
支援を強めて

大名美恵子議員 宅地被害支援を求める請願が出され、被災者のせっぱ詰まった状況が伝わってきます。村として一歩踏み込んだ支援が求められています。

村長との会談で、開発業者の考え方が示されたか。国の新制度の活用及び説明会の予定、村独自の制度創設の考え方を伺います。

建設水道部長 開発業者との話し合いは3回行われ、「現状でできることを判断し、結論を出したい」と前向きで建設的な意見が示されました。

国の東日本大震災復興交付金事業は、被害が大きい南台団地と緑ヶ丘団地の復旧復興に対し、造成宅地滑動崩落緊急対策

事業をあてます。国より事業計画と要望額は全面的に認められる通知がありました。

南台団地は、北側、南側、フローレスタ須和間側のがけ地の崩落抑制と第1児童公園周辺の地盤補強の事業を実施します。緑ヶ丘団地は、集会所のある第1公園周辺の地盤補強のための事業を実施します。

平成24年度の早期に調査設計を発注し、年度内の工事発注に向け取り組みます。

住民への説明は、両住宅団地に随時説明会の開催や回覧等を行ない、住民との情報の共有を図ります。
個々の宅地（私有地）に対する村独自の支援策につきまして、公平性の観点から支援は難

造成宅地滑動崩落緊急対策事業計画 (千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	総事業費
南台団地	519,930 (調査費 69,930) (工事費 450,000)	450,000	450,000	450,000	1,869,930
緑ヶ丘団地	117,845 (調査費 19,845) (工事費 98,000)	98,000	98,000	0	313,845

【財源】 国 事業費の4分の3 村 4分の1
*村負担の4分の1は、後に復興特別交付税で戻る予定です

しいと考えます。

造成宅地滑動崩落緊急対策事業は、対策を講ずる範囲を崩落箇所とのり面だけでなく、対象範囲をより広範囲な面的にとらえた対策工事も事業対象となっています。これにより道路などの公的な場所での地盤の補強工事にも活用でき、結果として道路などに隣接する宅地の安全性が向上し、住民の負担軽減にもつながると考えています。

大名美恵子議員 被災された住民の方が支援を求めて、国交省や茨城県に被災現場の写真を持って涙ながらに訴えられたことやNHKテレビを動かし、全国版で放映されたことなどが、国・県を動かす大きな力になったことは確かです。



国交省に訴える住民連絡会代表

(請願は6月議会で全会一致で採択されました)

2012年度一般会計予算

負担増のメジロ押し
予算は容認できない

大名美恵子議員の反対討論要旨
村政の優先課題は、大震災からの復旧復興と福島原発事故の

放射能汚染対応、そして東海第二原発の再稼働問題への対応です。

大震災が及ぼした住宅や宅地、道路、水田、公共施設等の被害の復旧は新年度も引きつづき行い、新たな防災対策など、震災の教訓に学び積極的に復興に向かう予算措置は評価できます。

また、東電福島第一原発の過酷事故から学び生かす課題では、安全神話の失墜、事故発生後の国や事業所の対応への不信、事故の本質的説明がされない中での再稼働議論など、多くの方々が「このような状況で原発を動かしてはならない」「放射能汚染から子どもたちを守るために原発は要らない」と真剣に行動するなか、村上村長が脱原発を宣言し、「人口過密地帯に立地する東海第二原発は避難計画すら立てられない。廃炉にすべき」と意思表示したことは、村民のみならず30キロ圏内約100万人県民を視野に入れた政治姿勢として高く評価します。

しかし、住民生活を守る自治体本来の役割は、村政全般に貫かなければなりません。とりわけ大震災発生から1年、住民は精神的にも金銭的にも苦しみの渦中にもかかわらず、国保税と介護保険料が引き上がる措置が盛り込まれていること、後期高齢者医療保険料の引き上げ案に、村は中止を求めることなく保険料徴収を行おうとしているなど、村民生活を負担増のメジロ押しにさらす予算は遺憾です。

また、甚大な宅地被害への対応では、国の新規事業を100%適用できたことは評価しますが、個人での解決が困難な宅地

の復旧に対し、「私有地への支援はしない」とする姿勢は容認できません。本村ならではの独自支援策に踏み切ることが求められています。

⑥月議会一般質問から

芸人を使った生活保護
受給への攻撃やめよ

大名美恵子議員 生活保護受給者が全国で209万人を超えたことを受け、民主党政権と自民党が保護基準の引き下げや受給者の抑制、予算の削減を狙う動きとあわせ、この間の芸人を利用しての生活保護受給への攻撃は、申請の足が遠のくなど、憲法が保障した国民の生存権を侵害する危険な動きです。受けとめ方を伺います。

福祉部長 村の1月現在の保護世帯・人数は1120世帯、185人。誰が受給しているかということは、秘匿されねばならない問題で、芸人報道によって、本来適用を受けるべき世帯が、相談申請を躊躇し、結果として重篤な事態を招くことだけは避けなければならないと考えます。

大名美恵子議員 憲法が保障した生存権のためには、安心して受給できるようケースワーカーの資質も重要。本村は県央福祉事務所の管轄。ケースワーカーの資質の向上を県に、また、バイクや自動車の所有が認められていないことが、就活に困難を招いています。所有を認めるよう国に求めるべきです。

3月議会「一般質問から」

一部損壊住宅修繕費
助成に 3万円

さらなる拡充を

昨年、6月議会からみなさんの声をもとに取り上げ、やっと実現した一部損壊住宅への修繕費助成が、2月開始されました。

川崎篤子議員は、遅まきながら助成が行われ、村がやっと住民と心が通じ合えたと評価しつつ、次のようにいただきました。

「一部修繕費助成は、『3万円とはいえありがたい』と喜びの声がある一方で、『対応が遅過ぎる』『期待外れだ』との声があります。『材料を購入し、自前で修繕した』方や『日立市は塀も助成の対象になっている。住まいではなく、塀と物置が損壊してしまった』と言う方もいます。なぜ塀や物置が対象にならないのか。対応が遅れたのはなぜか。」

建設水道部長は、「助成額は、東海村災害見舞金制度の全壊10万、半壊5万の額を参考に3万円と設定しました。自分で材料を購入し修繕をした方は、対象にしません。」

県から11月末に社会資本整備総合交付金の追加配分の知らせがあり、制度を立ち上げ2月27日から申請の受け付けを開始しました。居住環境をもとに戻すための助成です。で塀や物置は対象になりません。

始まったばかりですので、当面この制度の周知に努めます。」と答弁しています。

今後さらなる検討、拡充が必要であることをとめました。

一部損壊住宅固定資産税
一律10%の低減

「一部損壊ですが、



3・11の地震とその後余震で家の傷みが激しく、わずかな年金暮らしで収入が少なく、修繕するのも困難です。固定資産税軽減の措置はされるのでしょうか」という声が寄せられていました。

川崎篤子議員は、3年ごとに固定資産税の見直しが行われますが、この一部損壊住宅のケースのような家屋について、村はどのように考えるのか伺いました。

総務部長は、「家屋の課税は、再建築価格方式で決定しております。平成24年度は、評価替えのため総務省発表の経年減価補正率と再建築費補正率を利用し、既存の家屋の価格を算出します。それに加え東日本大震災による被害を罹（り）災証明の被害判定に応じて一律減価します。半壊以上全壊までの家屋の減価の割合は、内閣府の被害認定基準に沿った損耗減価率で算定しております。なお、この被害認定基準では一部損壊以下の家屋の残価率は示されてませんが、村としては、東北地方・太平洋沖地震時に、村内に存在した家屋はすべて地震の被害を受けているものとして、一律10%の低減をします」と答弁しました。

川崎篤子議員は、被災者の現状をよく把握し、住民の声にさらに応えるよう要望しました。

「4月臨時議会」

焼却灰基準値は100ベクレル以下と
明確な基準を国に求めるべき

放射線被曝「少なければ少ないほどよい」

4月臨時議会において、建設経済環境委員会から「東日本大震災で発生した放射線被曝がれき受け入れに関する要請決議（案）」が提出されました。

がれきの受け入れ問題につきましては、多くの住民の方が、「被災地の状況は大変とわかっていても、放射能に汚染したのがれきが持ち込まれるのではないかと心配されています。こうした視点から大

名美恵子議員は、提案者に確認の質問を3点行いました。①安全性の基準をどう考えるか ②住民の声を聞いているのか ③国の責任はどうあるべきと考えるか

回答は、「決議する目的は、近隣の議会がすでに決議している中で、本村議会としても受け入れるという意思を示すもの」と述べるに終始し、住民不在の提案であることがわかりました。

会派を代表し、川崎篤子議員が反対討論を行いました。

「討論の要旨」

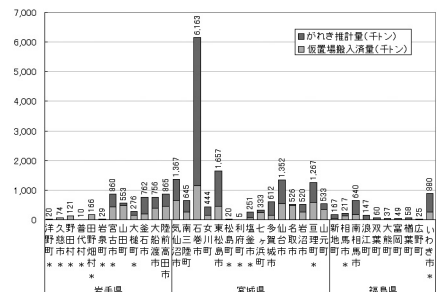
がれきの速やかな処理は、被災地の復興にとって最重要課題です。広域処理が進まない要因は、政府が放射能に汚染された廃棄物を、最終的にどう処分・管理するか、見通しをもたないため住民に不安が高まっているからです。

特別に管理が必要な指定廃棄物（がれき）は、1kgあたり8、000ベクレル以上のものと定めます。しかし、これ以下のものは、放射性物質が含まれていても、一般廃棄物と同様の扱いになり、まともな対策が講じられていません。

国際的には、8、000ベクレルの水準は低レベル放射性廃棄物として、厳格に管理されています。放射線被曝は「少なければ少ないほどよい」が原則です。本来は、放射性物質を含む廃棄物の処理・管理は国が財政面も含めて責任をもつこと、さらにその焼却灰基準値は、IAEAの国際的な基準の100ベクレル以下とするなど明確な基準を国に求めるべきです。

決議案に明確な基準がない限り、国の基準に従うことになり、村民の健康と安全な暮らしは保てません。仮に、「安全」とされるがれきを受け入れる場合でも、放射能の影響を検証し、放射線量の測定など十分な体制を整え、住民合意をなによりも重視すべきです。

住民の健康と安全を守る明確な条件を示さないまま、本村に受け入れを求める本決議案には同意できません。



東日本大震災被災地のがれき量

6月議会「一般質問から」

(村長)

東海第2原発は
再稼働やめ廃炉がスジ



海岸から臨む東海第二原発

資源エネルギー庁が4月に公表した資料では、全国の原子力発電所の過半数のプールは、あと8年で、多量のプルトニウムを含む核のゴミで満杯になるとが明らかにになりました。川崎篤子議員は、日本原電東海第2原発について「使用済み核燃料の貯蔵能力は何トンか。現在何トン保管されているのか。あと何年でプールが満杯になるのか」などたどりました。

経済環境部長は答弁で、「貯蔵容量は約570tU。現在保管量は約380tU。約70tUのドライキャスクを増設しているため満杯になるには6年かかるということです」と述べました。

国内の原発の使用済み核燃料貯蔵量は、1万4,200t。青森県六ヶ所再処理工場には、未処理の使用済み核燃料が2、859tです。しかし、再処理工場は、トラブル続きで稼働のめどは立っていません。「核燃料サイクル計画」は破綻しています。広島型原爆の50万、60万発分も抱え、再処理もできず、直接処分もできない原発での貯蔵も限界にきています。もはや

四面楚歌の状況です。こんな状態でも原発を続けていくのでしょうか。まして100万人の避難計画の困難さも明らかです。川崎篤子議員は、「東海第2原発は再稼働ではなく廃炉への準備を行う必要がある」と村長の見解をいただきました。

村長は「私は、4月4日枝野経済産業大臣に脱原発の立場で、東海第2原発の再稼働中止、廃炉を申し上げました。理由は、『本村は原発立地に適切ではない』。『原発を開発したアメリカは、日本が地震列島であることを想定をしていなかったのではないか』という2点です。

福島原発事故を自分のところに置き換えて考えた場合、東海第2原発は、20、30キロ圏内人口では国内でも極めて突出した過密地帯に存在し、避難計画が立てられない。アメリカでは低人口地帯に建設されています。『日本の原発は地震には強い』と盛んに宣伝されて来たが、とてもないことだ。大きなプルトンが交わる日本海溝があり、南には南海トラフがある。極めて不安定なところに立地しています。原発の安全性をいくら言われてもその姿勢に不信感を持たざるをえません。

政府は、福島原発の経験をもとにした、新しい原子力政策をいまだに打ち立てられない、国民の生活を守ると言う姿勢に欠けていると考えます。その下で、果たして原発の安全性が担保されるのか、保証されるのか非常に疑問を感じます。東海第2原発は、再稼働を諦めて廃炉にすることが筋だと思う」と明言しました。

東海第二原発の再稼働問題について、 日本共産党議員団はこう考えます

【要旨】

- 1 軽水炉にはいざという時の安定がない、本来安全な使用に適さない固有の技術の弱点がある。加えて今開発されているどんな形の原子炉も核エネルギーを取り出す過程で、莫大な死の灰を原子炉内に絶対かつ完全に閉じ込める技術を、人間はまだ手に入れていない。
- 2 福島第1原発は現在、放射線が高く炉内の確認ができない状態で収束はもとより、事故の解明もなされたとは言えない。人間には放出を抑えるための為すすべがない状況。
- 3 東海第2は、最終的に冷温停止に至ったが、原発の技術的未完成と、福島から根本的に学べない状況では、再稼働に道理があるとは言えない。現在の安全対策は全て根本的対策とはいえない。
- 4 東2の使用済み核燃料は、あと6年で保管庫が満杯に

**大飯原発再稼働
野田反動政権NO!**

「再稼働ノー」の声が空前の規模で高まるなか、政府は、関西電力大飯原発3号機（福井県おおい町）の原子炉を1年3カ月ぶりに再稼働させました。財界の圧力に応じ、国民世論を無視し、原発の安全対策を二の次に強行したものです。全国50基の原発は、東日本大震災で発生した東電福島第1原発事故後、定期検査入りとともに、原発に対する国民の不安と政府・電力会

なり、行き場のない使用済み核燃料をこれ以上増やすことは避けなければならない。福島第1の4号機は定検中だったが地震で水素爆発を起こし、使用中の燃料は、プールの中にあっても危険なことが明らかになった。

5 東2独自の問題では、運転開始から33年経ち、老朽化によるトラブルが続出する中で被災した。圧力容器が衝撃にもろくなっていると考えられるが、余震に加え今後30年以内にM8クラスの茨城県沖地震が発生する確率90%と表明されており耐震安全の保障はないと考える。

6 東2の過酷事故、重大事故時の住民避難問題では、東2所在地から30km圏内に約100万人が居住し、一斉避難ができないことは県知事も認めている。避難計画が立たないところに立地してきた事実をリアルに見て、今後この地での原発稼働はあつてはならない。

7 福島の過酷事故を受けてもいまだに原子力村とは関係ないままともな規制機関が確立していないことは、原発政策を進めたい国や関係機関の対応能力のなさを意味し、安全な再稼働の保障への信頼は皆無。

8 電力確保との関係では、震災前、我が国の原発発電割合は約30%だったが、これは「他の発電施設よりも原発をできるだけ運転する」という方針のもとでそうなっていたわけで、方針を原発に頼らない電力の確保に転換することで解決する。同時に雇用問題も、廃炉に伴う仕事や転換した発電施設での雇用等、国などの方針の明確化が重要。経産省発表では、電力販売量の大企業使用分は全体の6割と高く、この夏の節電は大企業が大幅に進めることこそ重要。

9 世界有数の地震国、また世界一、二の津波国日本の中で原発を続けることは不適切と考える。条件整備には程遠い東海第二原発の再稼働は、科学的な根拠に非常に乏しく行うべきでない。

社への不信で、5月5日以降すべて停止していました。再稼働反対！」「子どもを守れ」と落合恵子さん、鎌田慧（さとし）さんの呼びかけで始まった首相官邸前での抗議行動は、3月初、数百人でしたが、政府が大飯原発再稼働決定後の6月29日には、20万人が集結しました。

今月10日の参院予算委員会で、日本共産党の井上哲士議員は、大飯原発ほか再稼働が狙われ



大飯原発再稼働反対を訴えてデモ行進する人たち（1日、東京と新宿区）

幼保一元化施設設置にあたり、特に留意すべき事項に関する申し入れ

6月議会で可決された「幼保一元化施設建設用地取得」議案は、議員への説明が6月議会開会直前ということもあり、十分な議論時間が保障されたとはいえない状況でした。議会議案審議では、多くの議員から心配する質問が出されました。心配の中心は、用地の選定にあたり、東日本大震災の教訓が生かされていたのかどうかであり、村が用地を確定する際、どのような判断にもとづいたのかをたずねたものでした。

こうした状況をふまえ日本共産党議員団は、6月28日、村長あて、下記の申し入れを行いました。



6月28日、福祉部長に申し入れ書を手渡す党議員団

幼保一元化施設設置にあたり特に留意すべき事項に関する申し入れ

- (前文 略) 記
1. 子どもたちの生命を第一に考え、安全確保に万全を期すること。定期的な避難訓練の実施により、有事の際、職員の適格な対応が図れるよう適切な指導、助言を行うこと。そのために地域の人たちの協力を交えることや、保護者の送迎との関係なども含め、充分な協議の上きめ細かくより発展的な訓練計画のもと実施すること。
 2. 施設の建設にあたっては、敷地内も含めて地震・津波の影響を最小限に抑える設計とすること。また、新川の氾濫想定は過去最大の増水を上回るものとし、氾濫防止対策を施すこと。
 3. 避難に必要な用具類は、万全な配置とし、適格な活用となるよう訓練を行うこと。
 4. 避難道路の選定にあたっては、安全に確実な避難を期すため入念な検討を行うこと。また、幼い子どもたちの避難がスムーズに行えるよう道路の整備は常に施すこと。川の氾濫や地震によって避難道路が寸断された場合を想定しての対応も検討すること。
 5. 給食設備の活用ほか、一時避難所としての役割が十分果せるよう機能を持たせること。
 6. 現在の33名の待機児解消問題は、新「幼保施設」とは直接関係することとせず、直ちに別途手立てをとること。

← 申し入れ事項のみ掲載

子育ての安心と希望を奪う 「子ども・子育て 新システム」

民主党政権の「新システム」の最大の問題は、児童福祉法を改悪し、保育を、国と自治体の責任による保障から、保護者の「自己責任」に変えてしまうことです。

最終取りまとめは、株式会社への参入を促進し、運営費からの株主配当や利用料の上乗せ徴収を認めるなど、財界が求めてきた保育の「市場化」「営利化」に大きくふみだすものです。働く親の生活を支え、乳幼児の生活と成長の場である保育・幼児教育に、施設運営の不安定化、保育条件の低下、保育環境の格差拡大をもたらす仕組みを導入することは、絶対に許せません。

しかも主な財源は、「社会保障と税の一体改革」による消費税10%への増税から捻出すると

しており、国民の願いを二重三重に裏切るものです。

「新システム」は、深刻な待機児童問題を解決するものではありません。待機児童問題を幼稚園と保育所の「一体化」で解消するとしています。待機児童の多くは3歳未満児であり、幼稚園には受け入れる義務はなく、財源の裏づけもありません。日本も批准している国連「女性差別撤廃条約」や「子どもの権利条約」は、仕事と家庭の両立のための条件づくり、子どもが健やかに成長できる環境整備を政府の責務としています。「新システム」は、国民の願いにも、世界の流れからも逆行するものです。

日本共産党は、「新システム」阻止、国と自治体の責任による保育・幼稚園、学童保育などの子育て支援の抜本的強化のために力をつくします。